

支えあいのまちづくり事業助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この事業は、住民が主体となって誰もが安心して、生きがいを持ちながら暮らしていける地域にしていく「ふれあいのまちづくり」を豊明市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が支援するものである。

(助成事業の内容)

第2条 「支えあいのまちづくり事業」とは、地域の住民同士が互いに支えあいの意識をもって独自に実施する、地域に認められた次に掲げる事業とする。

ただし、参加者が特定の団体・グループ・趣味活動・スポーツ活動等に限定されている場合は除く。

区分	事業名	事業内容	助成限度額 (年額)		
1	支援サービス事業	ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯、寝たきりの方や障がい者など要援助者のお宅への日常的な支援。 ・訪問や電話などで「声かけ」をして安否の確認 ・ゴミだし、買い物、送迎など	20,000円		
			新規開設	10,000円 ※初年度のみ加算	
2	サロン事業	高齢者や障がい者、子ども等地域の皆さんが気軽に集まりふれあう場を提供するとともに、閉じこもりや孤立を防ぐ活動を月1回以上実施。 ・茶話会、おしゃべり会 ・軽運動、脳トレ、料理教室など	A	月1回	20,000円
			B	週1回	30,000円
			C	週5日以上	50,000円
			新規開設		10,000円 ※初年度のみ加算
3	地域交流事業	区や町内会など、地域内で住民同士が交流・親睦を図るための活動。 ・夏まつり、運動会、文化祭 など	区内の前年度会員募集実績額×10%+町内会数×2,000円を区に交付		

※この助成金は、活動に直接関らない食事代は対象となりません。

(助成金交付申請)

第3条 助成金の交付を希望する場合は、次のとおり社協会長あてに申請書等を提出するものとする。ただし、区分3については、申請を省略することとする。

区分	申請者	申請書類	申請期限
1	区長又は町内会長	1) 支えあいのまちづくり事業助成金交付申請書(第1号様式) 2) 活動状況表(別紙)、添付書類	9月末日
2	区長又は町内会長		
3	申請は省略する。		

(助成金の交付決定)

第4条 社協会長は、活動内容により助成金交付の可否を決定し、支えあいのまちづくり事業助成金交付決定通知書(第2号様式)により申請者あてに通知する。

(助成金の請求)

第5条 助成金の交付決定の通知を受けた申請者は、速やかに支えあいのまちづくり事業助成金交付請求書(第3号様式)により、社協会長あてに助成金を請求するものとする。

(完了報告)

第6条 助成金の交付を受けたものは、助成事業完了後の4月30日までに、支えあいのまちづくり助成事業完了報告書(第4号様式)を社協会長あてに提出しなければならない。

なお、交付申請を省略する区分3についても、完了報告書を提出するものとする。

(助成金の返還)

第7条 助成事業完了後に残額が生じた場合には、その残額を返還するものとする。

また、次の各号のいずれかに該当した場合は、交付した助成金の全額もしくは一部を返還しなければならない。

- (1) 虚偽の申請、その他不正により助成金を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金を交付目的以外に利用したとき。
- (3) その他、この要綱の規定に違反したとき。

(留意事項)

第8条 この助成事業は、市民の皆様や市内の企業・店舗等の皆様にご協力いただいた市社会福祉協議会の「会費」を財源に実施していることから、次の事項に留意すること。

- (1) この助成金を活用して行う事業については、「社会福祉協議会の会費を財源に実施」「支えあいのまちづくり助成事業」等の説明やチラシ等への記載をすること。
- (2) 収支予算書及び決算書には、収入の項目で「社会福祉協議会助成金」や「支えあいのまちづくり助成事業」等の記載を必ずし、区会や町内会、グループ等での収支報告を行うこと。

(その他)

第9条 この助成事業や地域での活動を紹介するため、社協の機関誌「社協だより」やホームページに、助成金交付状況や交付先の活動内容を掲載することがある。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。